

規則の改正内容について

改正条項一覧

趣旨	第1条	傾斜路	第31条の5
用語の定義	第2条	エスカレーター	第31条の6
災害等の場合		階段	第31条の7
の適用除外	第2条の2	乗降場	第31条の8
○第2章		運行情報提供設備	第31条の9
歩道	第3条	便所	第31条の10
有効幅員	第4条	乗車券等販売所、	
舗装	第4条の2	待合所及び案内所)	第31条の11
勾配	第5条	券売機	第31条の12
○第3章		○第8章	
エレベーター	第11条	案内標識	第32条
傾斜路	第12条	視覚障害者用ブロック	第33条
○第7章		休憩施設	第34条
通路	第31条の2	照明施設	第35条
出入口	第31条の3	防雪施設	第36条
エレベーター	第31条の4		

旅客特定車両停留施設に関する追加条項一覧




第7章

通路	第31条の2
出入口	第31条の3
エレベーター	第31条の4
傾斜路	第31条の5
エスカレーター	第31条の6
階段	第31条の7
乗降場	第31条の8
運行情報提供設備	第31条の9
便所	第31条の10
乗車券等販売所、 待合所及び案内所	第31条の11
券売機	第31条の12

第8章

案内標識	第32条
視覚障害者 誘導用ブロック	第33条
休憩施設	第34条


旅客特定停留施設に関する追加条項の内容

	施設	内容
通路		<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員 1.4m以上 ・構造令上やむを得ない場合は1.2m以上(通路末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設ける)
出入口		<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員0.9m以上 ・構造令上やむを得ない場合は0.8m以上 ・自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造
エレベーター		<ul style="list-style-type: none"> ・籠の大きさ 1.4m以上×1.35m以上 (エレベーターの台数、籠の大きさは、利用状況を考慮して定める) ・出入口の有効幅0.8m以上 ・乗降ロビーの奥行き1.5m以上×1.5m以上

	施設	内容
傾斜路		<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員1.2m以上 ・階段に併設する場合は0.9m以上 ・縦断勾配8%以下 ・二段式の手すりを両側に設置
エスカレーター		<ul style="list-style-type: none"> ・踏み段の有効幅0.8m以上 ・行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置
階段		<ul style="list-style-type: none"> ・二段式の手すりを両側に設置 ・手すりの端部付近に階段の通ずる場所を点字で示す

	施設	内容
乗降場		<ul style="list-style-type: none"> ・縦断勾配5%以下（やむを得ない場合は8%以下） ・横断勾配1%以下（やむを得ない場合は2%以下）
運行情報提供設備・券売機		<p>＜運行情報提供設備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える <p>＜券売機＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券売機のうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
乗車券販売所、待合所及び案内所		<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターを設ける場合はそのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造 ・文字により意思疎通を図るための設備を設ける（設備を有する販売所には、当該設備を保有している旨を表示する）

施設		内容
便所		<p>第29条～第31条（障害者用駐車施設）の便所の規定を準用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女用の区別、便所の構造（音、点字等でも案内） ・滑りにくい仕上げ ・1以上の車椅子使用者が利用できる便所 等
休憩施設		<ul style="list-style-type: none"> ・用語の修正（歩道→歩道等又は自転車歩行者専用道路等） ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける
案内標識		<p>旅客特定車両停留施設のエレベーター、傾斜路、便所、乗車券販売所、待合所、案内所若しくは休憩施設には、これらの設備があることを表示する案内標識を設ける</p>

施設		内容
視覚障害者誘導ブロック		<ul style="list-style-type: none">・用語の追加 (自転車歩行者専用道路等、旅客特定車両停留施設を追加)